

# JIS

## システム及びソフトウェア製品の 品質要求及び評価（SQuaRE）－ 開発者、取得者及び独立した評価者のための 評価手引

JIS X 25041 : 2015

(ISO/IEC 25041 : 2012)

(IP SJ/JSA)

平成 27 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	今 中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ピー・エム株式会社
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	紅 林 孝 彰	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	関 根 千 佳	同志社大学
	竹 下 眞 仁	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	竜 田 敏 男	情報セキュリティ大学院大学
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	松 井 俊 弘	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	山 田 次 雄	一般財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.3.20

官 報 公 示：平成 27.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	4
2 適合性	4
3 引用規格	4
4 用語及び定義	5
5 各役割からの評価の概念	6
5.1 各役割の観点からの製品品質評価の枠組み	6
5.2 ソフトウェア製品品質評価の対象実体	8
5.3 役割及び責任	9
6 ソフトウェア製品品質評価のための組織レベルの要求事項及び推奨事項	11
6.1 一般要求事項及び推奨事項	11
6.2 ソフトウェア製品品質評価の文書	11
6.3 各役割を支援するための組織レベルの要求事項及び推奨事項	12
7 開発者評価プロセスのための要求事項及び推奨事項	14
7.1 一般要求事項	14
7.2 評価要求事項の確立	15
7.3 評価の明示	18
7.4 評価の設計	21
7.5 評価の実行	24
7.6 評価の終結	26
8 取得者評価プロセスのための要求事項及び推奨事項	30
8.1 一般要求事項	30
8.2 評価要求事項の確立	31
8.3 評価の明示	37
8.4 評価の設計	39
8.5 評価の実行	41
8.6 評価の終結	42
9 独立した評価者の評価プロセスのための要求事項及び推奨事項	43
9.1 一般要求事項	43
9.2 評価要求事項の確立	45
9.3 評価の明示	47
9.4 評価の設計	48
9.5 評価の実行	48
9.6 評価の終結	50
参考文献	51
解 説	52

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# システム及びソフトウェア製品の品質要求及び 評価 (SQuaRE) — 開発者, 取得者及び 独立した評価者のための評価手引

## Systems and software engineering— Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE)—Evaluation guide for developers, acquirers and independent evaluators

### 序文

この規格は、2012年に第1版として発行された **ISO/IEC 25041** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

情報技術の使用が増加するにつれ、重大なシステムの数も増加している。このようなシステムには、例えば、セキュリティ面での重大なシステム、生命に関する重大なシステム、経済面での重大なシステム、及び安全面での重大なシステムを含む。このような重大なシステムのシステム及びソフトウェア製品の品質は、ソフトウェア障害が重大な結果を引き起こすかもしれないので、特に重要である。

評価は、対象がその明示された基準を満たす程度を体系的に決定することである。製品品質の評価は、ソフトウェアの取得及び開発の双方に不可欠である。ソフトウェア品質の様々な特性の相対的な重要さは、そのソフトウェアを包含するシステムの意図した使用又は目的に依存している。すなわち、関連した品質特性がシステムの要求事項を満たしているかどうかを決定するために、製品を評価する必要がある。

この規格は、SQuaRE シリーズ規格の一つである。**JIS X 25040** は、製品品質評価のための全般的な要求事項及び全般的な推奨事項のほかに、関連する全般的な概念を含む。この規格は、**JIS X 25040** に基づく開発者、取得者及び独立した評価者に関連する特定の課題を提供する。

SQuaRE シリーズ規格を作成する全般的な目標は、次の二つの主なプロセスを網羅する、論理的に系統付けられ、強化され、統合されたシリーズに移行することである。その二つのプロセスとは、ソフトウェア品質要求事項仕様化プロセス及びソフトウェア製品の品質評価プロセスで、ソフトウェア品質測定プロセスによって支援されている。SQuaRE シリーズ規格の目的は、品質要求事項の仕様及び評価を使って、製品の開発者及び取得者を支援することである。SQuaRE シリーズ規格の目的は、利用者が製品品質要求事項の仕様、それらの測定及び評価に対する基準を確立することを支援することである。SQuaRE シリーズは、品質の顧客定義と開発プロセスの特徴とを対応付けるための品質モデルを含む。加えて、SQuaRE シリーズは、開発者、取得者及び独立した評価者が使用することができる、製品の特徴の推奨測定量を提供する。

SQuaRE シリーズは、次を提供する。